

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号  
TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.com/>  
E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

**負担軽減** 全国の飲食店、とくにラーメン業界などでは核となるスープを作るので長時間労働が常態化している。一般に豚肉であれば、平均8時間は煮込む、その間、かき混ぜたり、火加減を見たり、これでは、働く人が家族団らんをする暇がない。何とかならないかと、これを解決したのが「クックピット」本間義広社長。鮮度とおいしさにこだわったスープ。九州の鶏舎や豚舎内で煮出したしたスープをすぐに冷凍して、全国の飲食店に配送。店は冷凍スープを鍋で溶かして、自分の店のたれと油を足して味を調える。2006年設立、納入先900店以上、売上3億2千万円、従業員7名。ハラル認証を得て海外進出も。日経ビジネス所載。

## 税務 ミニガイド

平成29年分の所得税から、給与所得控除の上限額について230万円（給与等の収入金額1,200万円）が220万円（給与等の収入金額1,000万円）に引き下げられます。

それにともなって、1月以降に支払うべき給与、賞与に対する源泉徴収税額表も改正されています。



## ヒントヒント



## 親族関係書類の確認

令和5年1月号

### □親族関係書類の添付

給与等の源泉徴収において、国外居住親族（非居住者である親族）に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除や配偶者特別控除（扶養親族等）の適用を受ける人は、扶養控除等申告書などに親族関係書類を添付又は提示しなければならないこととされています。

### □親族関係書類

親族関係書類とは、①戸籍の附票の写しその他他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券（パスポート）の写し、②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの、のいずれかで、その国外居住親族がその居住者（納税者）の親族であることを証するものをいいます。

### □外国政府等が発行した書類

上記②の外国政府等が発行した書類には、戸籍謄本その他これに類する書類、出生証明書、婚姻証明書などが該当します。

ひとつの書類に、国外居住親族の氏名、生年月日、住所又は居所のすべてが記載されていない場合には、複数の書類を組み合わせることによって、そのすべてを明らかにする必要があります。

なお、親族関係書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文の添付が必要です。

### □原本の提出

親族関係書類については、旅券の写しを除いて、書類の原本を提出（提示）する必要があります。

なお、旅券については、国外居住親族の氏名、生年月日などが記載されている身分事項のページの写しを提出（提示）することになります。

### □旅券の写しの提出

旅券について、その記載内容に変更がない場合であっても、扶養控除等申告書を提出する際には、毎年（その都度）親族関係書類を提出（提



○大相撲では、ケガなどで休場したときは不戦敗となる。では、二人の力士が共に休場したときはどうなるか。相手が休場したときは、土俵に上がりさえすれば不戦勝になる。だから、対戦相手が先に休場届を出せば、例え骨折していても土俵に上がる所以両者欠場はない。ただ、昭和53年夏場所の序二段戦で休場したのに相手が遅刻して、双方不戦敗になった。



示）しなければなりません。

ただし、前年以前に提出した旅券の写しについて、記載内容に変更のない旨の申出があった場合には、その旅券が有効期間中であることが確認できれば、旅券の写しの提出（提示）を省略して差し支えないこととされています。

### □16歳未満の扶養親族の場合

16歳未満の扶養親族が国外居住親族に該当する場合であっても、その国外居住親族について障害者控除の適用を受けようとするときは、親族関係書類を提出（提示）する必要があります。

### □親族関係書類の提出がない場合

扶養控除等申告書が提出された際に、国外居住親族に係る親族関係書類の提出（提示）がない場合には、その国外居住親族に係る扶養親族等を適用することはできません。

したがって、給与等の源泉徴収をする際に、源泉徴収税額表の適用において、その国外居住親族について、扶養親族等の数としてカウントすることはできません。

なお、その後に親族関係書類が提出（提示）された場合には、その提出（提示）後、最初に支払われる給与等から扶養控除等を適用することになります。

## 「相続税の申告要否検討表」について

平成27年以後の相続税の課税ベースの拡大によって、相続税の申告案内に係る書類の一部見直しが行われました。具体的には、課税庁が申告の要否を確認するための「相続税の申告要否検討表」が追加された件です。今回はこの話題を掘り下げてみたく思います。

**(1)相続税申告案内** この制度は、相続税の課税が見込まれる者に税務署が一定の書類を送付する取り組みのことを言います。具体的には、相続開始後10カ月以内に相続税の申告・納税が必要となるかの確認を対象者と思われる者に注意喚起して、相続税の申告書又は相続税の申告要否検討表の提出をお願いするものです。

**(2)この取組の対象者は?** 本取組は、一定のシステムによって抽出された「申告案内対象事業案」に係る相続人等に書類が送付されることに

なっているようです。この抽出基準は不明とされていますが、被相続人の過去の申告等の状況から具体的基準が設けられており、この基準は、適切にかつ適宜見直されているようです。

**(3)これらの書類はいつ頃到着でしょうか?** 相続税の申告期限の4カ月前を目途に書類が送られます。送付対象者は、例えば、相続開始月が1月であれば、申告案内月が7月となり、順次12月まで各々対応月が一覧で決まります。

**(4)この要否検討表の提出義務?** この提出依頼はあくまでも納税者の協力のもとに行われる「行政指導」がその根拠になっています。従つて、「相続税の申告要否検討表」は必ず提出せねばならない書類ではありませんが、依頼された書類の未提出の状態は、印象としても余り宜しくないでしょうし、後日税務署から提出の再お願いが来ることも予定されています。

**(5)本取組の対象として発送した件数** 実際の送付件数は未発表ですが、相続税の課税ベースの拡大と相関して、今後も相当数の事案に対して書類が送付されると思われます。

### ナマの税務相談室

**Q** 新年早々葬式関係の質問をするのは気が引けるのですが、よろしくお願いいたします。実は父の葬式費用を巡る問題で相続税に関わることでございます。相続人を代表して疑問点をピックアップして参りました。

**A** 大変でしたね。父上の葬儀。勿論、社葬分を除いて個人葬を仕切ったのは専務ですか。

**Q** イエ、私の妻です。共同相続人の妹の了承も得て、お金の出入り、領収書のチェック、お寺、葬儀屋との交渉など殆どの事務をやってくれました。メイン銀行から聞いた話が少し気になりますのでそのことも伺いたく参りました。

**A** そのメイン銀行の件とはどういうことですか。

**Q** 妻が医療費の振込みにM銀行を訪れた折、役職者の人が相続が発生すると被相続人

### お正月ですが

### 葬式前後裏話

名義の預金の出入りは名義変更手続きの日までストップされます。失礼ですがいざという時に備えて出金しておいた方が、と言われた妻が私と連絡をとり支払医療費のほかに2,000万円を普通預金から出金、ほどなく父の死亡後、このお金を葬式費用等に充て、残金を私名義の普通預金に入金いたしました。

**A** 分かりました。その2,000万円は専務の手持ち現金として計上を要します。相続開始以後の支払い費用は債務、葬式費用として遺産から控除します。

**Q** 手持ち現金という科目があったのですね。それが分からず処理に困っていました。

**A** そうですね。一覧表のお寺の御経料、通夜費用、告別式分合計400万円、葬儀屋費用700万円、通夜雑費100万円等、課税価格から控除されます。但し香典収入や逆に香典返しの費用は相続税の課税価格から控除されません。

### ナマの税務相談室

## ネットバンキング 不正送金と雑損控除

**以**前では、キャッシュカードのスキミング、フィッシングなどの手口による犯罪が多かったのに対して、最近は、ウイルス感染によるネットバンキングの不正送金が主流になっています。

**ス**キミング、フィッシング被害同様、ネットバンキング不正送金による被害も雑損控除の対象になります。災害、盗難、横領という本人の意思に基づかない事由による損失だからです。高齢者が狙われる“振り込め詐欺”については、預かったお金の横領と解すれば雑損控除の対象ですが、審判所を含め税務当局は「詐欺」に分類されるものとして、雑損控除の対象外となっています。

**I**ンターネットバンキング不正送金は、2011年から統計が存在しており、同年以降の発生件数は165件、64件、1315件、1876件、1495件、そして2016年の上半期は857件です。被害額は、2011年以降、3億800万円、4,800万円、14億600万円、29億1,000万円、30億7,300万円、そして2016年の上半期は8億9,800万円です。

**急**に発生件数と被害額が増加した2013年における被害口座は、個人名義がほとんどでしたが、2014年には、都銀、地銀の法人口座が狙われはじめ、さらに2015年には、信金、信組が狙われました。

**被**害に遭った場合の補償は、といいますと、「預貯金者

保護法」が2005年に成立し、被害者は金融機関であり、預金者はその不正引き出しにつき原則として全額補填を受けるとされました。

**全**銀協の取り決めでは預金者に過失がない限り銀行が原則補償としています。無補償あるいは補償減額となる過失についてはIDやパスワードの管理に過失・重過失がある場合としています。

**で**も、キャッシュカードに暗証番号を書き込んでいるようなケースでなければ、原則補償される、といわれており、パソコンに暗証番号を記録したり、暗証番号を変えない、という程度では今のところ、「過失」にはならない、ようです。

**な**お、示唆的ですが、ワンタイムパスワードの利用に関しては、被害の事犯の大部分はその未使用において発生しています。

5日小寒、  
20日大寒。  
年末調整の事後処理や、  
法定調書の作成と提出、償却資産申告書の提出等があります。  
繁多です。

年の始め。  
「元日や人の妻子の美しき梅室」、正月はすべて初ものづくし、初日、初夢、初荷、初詣「鎌倉は春の如しや初詣だけし」のんびりするのも三が日、年始の行事も多々、事務も



人を信じよ、  
しかし、  
その百倍も自らを信じよ。

(手塚治虫)

### 1月の税務メモ

#### (国 税)

- 12月分源泉所得税の納付 (特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

#### (地方税)

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 10日 | ○12月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 20日 | ○11月決算法人の確定申告      |
| 31日 | ○5月決算法人の中間(予定)申告   |
| 〃   | ○給与支払報告書の提出        |
| 〃   | ○償却資産(固定資産)の申告     |
| 〃   | ○個人住民税の第4期分納付      |
- (地方条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。